## ストックホルム条約に係る POPRC17 の結果報告について

ストックホルム条約(POPs条約)に関する残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合(POPRC17)が先月開催され、デクロランプラス、UV-328 等の規制対象候補物質について検討が行われました。

規制対象候補物質は以下のとおりです。

①メトキシクロル(提案国:欧州連合)

【主な用途】殺虫剤

②デクロランプラス(提案国: ノルウェー)

【主な用途】難燃剤

③UV-328(提案国:スイス)

【主な用途】紫外線吸収剤

④クロルピリホス(提案国:欧州連合)

【主な用途】殺虫剤

⑤中鎖塩素化パラフィン(炭素数 14~17 で塩素化率 45 重量%以上のもの)(提案国:英国) 【主な用途】難燃性樹脂原料等

⑥長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA) とその塩及び関連物質(提案国:カナダ)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

最終的に規制が決定された場合は、世界的に製造及び輸出入が禁止されることになり、当該物質 を使っている業界には、代替品に切り替える等の影響が出ることになります。

つきましては、オンライン(Teams)にて結果報告会を開催することとしましたので、会員企業様にも広く周知いただきたく、お願い申し上げます。

※2回実施いたしますが、同じ内容のためどちらか都合の良い方にご参加ください。 (報告会は終了しました)

【ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第 17 回会合(POPRC17)の結果報告について】

〈第1回目〉 2月8日(火) 16:00~17:00

<第2回目> 2月9日(水) 15:00~16:00